

川崎町防犯カメラ管理運用要領

(目的)

第1条 この要領は、町が設置または管理する防犯カメラの設置及び管理運用等の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、町民が安全で安心できる快適な生活環境を実現するとともに、個人のプライバシーその他町民の権利を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪を予防するため設置するカメラで、公共の場所を撮影する装置をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより記録された映像であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項第1号に定める個人情報を含むものをいう。

(管理責任者の設置等)

第3条 町は、防犯カメラにより撮影された画像の適正な取得及び管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- (1) 管理責任者は、当該防犯カメラの管理を担当する所属の長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、防犯カメラにより撮影された画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、その操作を行う者を指定するとともに、指定された者以外の操作を禁止するものとする。

(設置条件)

第4条 防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 防犯カメラが公共の場所を撮影するようにすること。
- (2) 防犯カメラの撮影する映像に個人宅の庭、出入口及び建物内部等が識別可能な状態で写らないようにすること。
- (3) 設置場所における防犯カメラの必要性について設置場所を管轄する警察署長による意見書を徴すること。
- (4) 防犯カメラ設置標識を防犯カメラ設置場所周辺の見やすい場所に掲げること。

(設置の承諾)

第5条 防犯カメラの設置に当たっては、設置場所の行政区長から防犯カメラ設置承諾書（第1号様式）の承諾を得なければならない。

(撮影及び画像の保存)

第6条 防犯カメラによる撮影は常に行うものとする。

- 2 町は撮影された画像は1か月保存し、これを経過したものは消去するものとする。
- 3 町は画像の解析及び識別を行う機能を用いてはならない。
- 4 町は、画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。
- 5 町は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写してはならない。
- 6 町の職員は、管理責任者の許可なく、記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。
- 7 町は、記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、破砕、裁断等の処分を行うものとする。
- 8 その他、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

(閲覧及び利用の禁止)

第7条 町は本事業の実施に必要な場合の他、画像を閲覧し利用してはならない。

- 2 本事業に係る町の職員及び本事業について町の委託を受けた者以外の者は、画像を閲覧し利用してはならない。

(画像の提供)

第8条 画像は個人情報保護法第69条の規定に基づき外部に提供するものとする。また、すべての場合において書面による申請によるものとし、他の法令等に定めがある場合の他、画像提供申請書(第2号様式)により申請させるものとする。

- 2 町は前項に基づき画像の閲覧又は提供を申請された場合、次の各号に掲げる事項を精査した上で必要な範囲の画像を提供するものとする。
 - (1) 必要とする画像を撮影した防犯カメラの設置場所
 - (2) 必要とする画像の撮影時間帯
 - (3) 画像を必要とする理由(刑事捜査の場合は事件の種類を含む。)
 - (4) 申請者の住所及び氏名または組織名及び代表者名
 - (5) 行政機関にあつては公印及び文書番号
 - (6) その他必要な事項

(苦情の申出)

第9条 町は防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(守秘義務)

第 10 条 防犯カメラの運用により知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(情報の公開)

第 11 条 本事業に係る画像提供等の情報については川崎町情報公開条例(平成 12 年川崎町条例 16 号)に基づき公開する。なお、法令に基づき画像を提供した事実を公開しないことを求められた場合は、その理由を画像の提供を求める書面に付して提出さなければならない。

2 町は次の各号に掲げる情報をホームページ等に掲載する方法により公開しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置場所の名称
- (2) 防犯カメラ設置場所の住所
- (3) 防犯カメラの設置台数

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 20 日から施行する。